

一般国道10号及び220号の早期整備を求める意見書

霧島市は、鹿児島県の中央、錦江湾奥部に位置し、鹿児島空港をはじめ、九州縦貫自動車道や東九州自動車道の整備によるインターチェンジも数多く配置されており、国内外の広域圏を結ぶ交通の要衝となっている。

また、平成17年11月の合併により、県都鹿児島市に次いで県下第2位の人口を擁する都市となり、国土の均衡ある発展を図るために、大隅半島や薩摩半島の地域中核都市と共に、鹿児島市と相互に連携し合う南の拠点の交流ネットワーク型の地域形成が本市に期待されているところである。

本市は県都鹿児島市と同様に、主に海岸沿いに拓けた平野部に都市機能を有しており、人口が集中するこれらの都市部と、大隅半島等を錦江湾沿いに結ぶ一般国道10号及び220号の両国道は、空港や高規格道路などの広域的な交通網と連絡して、県内外の産業経済の交流はもとより、わが国最初の国立公園である霧島連山をはじめとする本市の観光、また県内で多くの立地実績を持つ本市の企業誘致の促進においても欠かせない地域の産業基盤を成す道路である。

さらに、当該国道は、全国有数の活火山である桜島火山周辺で生活する住民にとっては災害時の唯一の避難幹線道路として、また、救援救助活動や物資の輸送路としての重要な位置付けを併せ持つ生活道路であります。年間を通して交通量が多く、住宅密集地を通過しているにもかかわらず、道路の幅員が狭隘で歩道が未整備なことにより、地域住民の通行においても安心安全な交通対策の確保が極めて困難な状況である。

よって、国におかれては、本市における一般国道10号及び220号の実情を十分にご賢察いただき、下記事項の実現に向けて格段の配慮方を強く要望する。

記

- 1 霧島市隼人町小浜地区における一般国道10号の歩道整備の早期完成。
- 2 霧島市隼人町浜之市地区（区画整理事業実施地区近傍）における一般国道10号の道路整備の早期完成。
- 3 霧島市国分広瀬地区における一般国道10号の歩道整備の早期着手。
- 4 霧島市福山町磯脇地区における一般国道220号の歩道整備の早期完成。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

霧島市議会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿